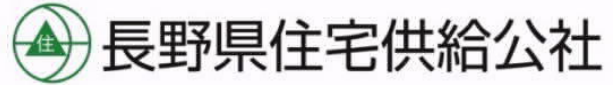


# 飯田市営住宅 入居申込のしおり

(2024年4月1日以降の入居用)



飯田管理センター

〒395-0034 飯田市追手町 2-641-47

電話 0265-48-0460

しえいじゅうたく

## 市営住宅とは

市営住宅は、公営住宅法、市条例その他の法令に基づき、住宅にお困りの方の生活の安定と福祉の増進を図るため、市が設置したものです。

飯田市営住宅は、条例により次のように区分され、それぞれ目的が定められております。

市営住宅の区分		目的
1号市営住宅	公営住宅	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸すること
3号市営住宅	特定公共賃貸住宅	中堅所得者等へ居住環境が良好な賃貸住宅を供給（賃貸）すること
4号市営住宅	市単独住宅	高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、若者や単身世帯等へ居住環境が良好な賃貸住宅を供給すること

## 入居者募集日程等

市営住宅へ入居するには、原則、募集期間中に申込をしていただく必要があります。

▷ 定期募集…原則 8月中旬と2月中旬の年2回、入居者の募集を行います。

8月…受付、抽選、入居者決定、手続き、引っ越しを経て、10月1日付けで入居

2月…受付、抽選、入居者決定、手続き、引っ越しを経て、4月1日付けで入居

▷ 臨時募集…空室状況に応じて、概ね6月と11月頃に募集を行います。

6月は、受付、抽選、入居者決定、手続きを経て、準備が整い次第、入居

11月は、受付、抽選、入居者決定、手続きを経て、準備が整い次第、入居

※三尋石市営住宅（B棟）・上村・南信濃地区の市営住宅は常時受け付けをしています。

## 入居資格

◆市営住宅（一部◇を除く）への入居を希望される方

次の(1)～(6)のすべての条件を満たす必要があります。

(1) 現に同居し、または同居しようとする親族（申込時点から3か月以内に婚姻予定の方を含む。）がいること。

※ただし、上村と南信濃の区域に存する市営住宅へ入居する方、次のア～クのいずれかに該当す

る方は、単身での入居が可能です。

なお、常に介護が必要な方については、その介護の状況等により市営住宅への単身での入居が適さないと認められる場合には入居ができないことがあります。

ア 60歳以上の方

イ 障がい者で手帳（身体1～4級、精神1～3級、知的A1～B2）をお持ちの方

ウ 戦傷病者の方（特別項症から第6項症まで、または第1款症）

エ 原子爆弾被爆者（被爆者健康手帳所持者）

オ 生活保護受給者および中国残留邦人等

カ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）

キ ハンセン病療養所入所者等

ク DV被害者（一時保護または保護が終了した日から5年以内の方、または配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後5年以内の方）

(2) 世帯の所得月額が、それぞれ次の基準以内であること。

※（所得月額の計算方法は後述「収入区分の確認方法」を参照）

市営住宅の区分	所得月額
1号市営住宅 4号市営住宅（三尋石B棟）	158,000円以下（裁量階層世帯は214,000円以下）
3号市営住宅（夜川瀬第3）	158,000円以上487,000円以下

「裁量階層世帯」とは

- ① 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がいる世帯
- ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が市長が規則で定める程度であるもの  
＜身体障害（1～4級）、精神障害（1級・2級）、知的障害（A1・A2・B1）＞
  - イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が市長が規則で定める程度であるもの  
＜恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症＞
  - ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
  - オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ② 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- ③ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他規則で定める者がある場合  
＜小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部・中学部に就学している者＞  
※上村と南信濃の区域に存する市営住宅に限り同居人が21歳に達する日の前日までの者がある場合
- ④ 法第8条第1項若しくは第3項の災害又は激甚災害により滅失した住宅に居住していた者が、これらの規定若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅に入居する場合

(3) 住宅に困窮していることが明らかなこと。

（原則、持ち家のある方、公営住宅へ入居されている方等は、入居資格がありません。）

(4) 市区町村税を完納していること。

(5) 入居者および同居人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定される暴力団員でないこと。

(6) 外国籍の方は、原則として在留期間が1年以上あること。

〔注意〕上記(1)・(2)の入居条件を満たすため、社会通念上一般的でない世帯分離・合体が行われた疑いのある場合は、入居できません。

◇4号市営住宅（地域優良賃貸住宅：押出第3市営住宅・夜川瀬第4市営住宅・松原市営住宅）への入居を希望する方

上記の(3)・(4)・(5)・(6)の入居条件を満たす必要があります。

◇被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる方  
上記の(3)・(5)・(6)の入居条件を満たす必要があります。

# 目安となる所得月額額の計算方法

…入居資格の(2) 関連

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の所得合計}\cdots\text{①} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{扶養控除額等}\cdots\text{②} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得月額}\cdots\text{③} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

## ①世帯全員の所得合計（入居者と同居者全員の年間所得金額の合計額（最新のものの））

【給与所得】

・源泉徴収票の

「給与所得控除後の金額」欄  
の額

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	職名	所得控除の合計額	源泉徴収額
支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額		
控除対象扶養親族の有無等	配偶者控除の額	扶養親族の額	障害者の額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
				住宅借入金等特別控除の額	

【年金所得】

65歳以上の方（支給額 330 万円以下）…支給額から 110 万円を引いた額

65歳未満の方（支給額 130 万円以下）…支給額から 60 万円を引いた額

【その他の所得】

確定申告書(控)等により計算します。（所得額がマイナスの方は「0 円」として計算）

## ②扶養控除等の額

※控除は別居の扶養親族（所得税法上認定されている方に限る）に対しても適用されます。

控除の対象者	扶養控除等の額
同居している親族（配偶者、子、孫、祖父母、兄弟等）	38万円×.....人 = 円
特別障害者（身体1・2級、精神1級、知的 A1・A2）	40万円×.....人 = 円
普通障害者（身体3～6級、精神2・3級、知的 B1・B2）	27万円×.....人 = 円
寡婦	最大27万円×.....人 = 円
ひとり親	最大35万円×.....人 = 円
特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）	25万円×.....人 = 円
老人扶養親族（70歳以上の扶養親族又は同一生計配偶者）	10万円×.....人 = 円
給与所得又は公的年金等の雑所得のある者（基礎控除振替）	最大10万円×.....人 = 円
別居の扶養親族（所得税法上で別居扶養親族である者）	38万円×.....人 = 円
計	円②

## ③所得月額と申込資格（1号市営住宅）

収入分位	③所得月額	一般世帯	裁量階層世帯
第1分位	0円～104,000円	○	○
第2分位	104,001円～123,000円	○	○
第3分位	123,001円～139,000円	○	○
第4分位	139,001円～158,000円	○	○
第5分位	158,001円～186,000円	×	○
第6分位	186,001円～214,000円	×	○
第7分位	214,001円～259,000円	×	×
第8分位	259,001円～	×	×

【裁量階層世帯】（詳細は2ページ参照）

◇障がい者世帯等

身体障害（1～4級）

精神障害（1～2級）

知的障害（A1・A2・B1）

戦傷病者（特別項症～第6項症）（第1款症）

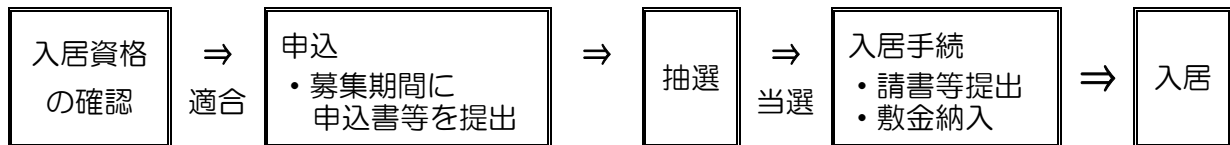
原子爆弾被爆者

ハンセン病療養所入所者

◇入居者が60歳以上で、かつ、同居者全員が60歳以上または18歳未満の世帯

◇同居者に中学生以下の者のいる世帯 …等

## 申込から入居までの流れ



## 申込手続

募集期間中に申込に必要な書類を募集窓口に提出してください。

(事前に申し込み方法や必要書類、入居資格などを窓口でご確認してください。)

申込時に提出する書類は次のとおりです。

※応募は、郵送、FAX、電話、E-mail 等による申込は受付できません。また、必ずご本人または代理の方が募集窓口へお越しのうえ提出してください。

※入居の申込は、1世帯あたり1回の募集につき1団地の1タイプ限りとなります。

※募集内容は、「広報いいだ8月号」、「広報いいだ2月号」、「臨時募集する場合6月号と11月号」でお知らせするほか、「飯田市公式ウェブサイト」で掲載します。

### 【申込時の提出書類】

□① 市営住宅入居申込書

□② 入居予定者全員が記載された世帯全員分の住民票 (外国籍の方を含む)

※市役所・町村役場で入居予定者全員分の「住民票」の交付を受けてください。

※世帯主、続柄、本籍地、筆頭者は省略せず記載してあるものをお願いします。

※外国籍の方は、世帯主、続柄、国籍、在留資格、在留期間の記載のあるものをお願いします。

※個人番号 (マイナンバー) は記載しないでください。

\*ただし、入居前住所で他の世帯と同居している場合は、その世帯の住民票も提出してください。

□③ 前年の所得の内訳がわかるもの (入居予定者全員分 ※乳児～学生の方は提出不要です)

例：最新の所得証明書 (市町村発行、所得がない方は「0円」のもの)、源泉徴収票、確定申告書の写し

□④ 課税されている方全員の市区町村税の完納証明書

□⑤ その他の事実を証明する書類

《その他の事実を証明する書類の例》

生活保護	保護決定通知の写しまたは福祉事務所長の証明書
心身障がい	障害者手帳の写し (氏名、障害等級がわかるように)
戦傷病者	戦傷病者手帳の写し (氏名、障害の程度がわかるように)
ひとり親・寡婦世帯	戸籍謄本 または児童扶養手当証書の写し 若しくは母子証明書 (もしくは父子証明書)
単身入居	戸籍謄本
結婚予定者	3か月以内に婚姻する予定であることを双方の親または仲人等が証明した書類
前年の1月以降に退職し、現在就職されていない方	前の事業主発行の退職証明書 またはハローワーク発行の雇用保険受給資格者証
前年の1月以降に転職、就職した方 (在職中)	直近の給与明細等

※世帯状況により、上記以外の書類が必要となる場合があります。

## 入居予定者の決定（抽選）

入居の申込みをされた方が募集した戸数を超えなかった場合は、申込者を入居予定者として決定します。

ただし、入居の申込みをされた方が募集した戸数を超えた場合（1つの団地・住戸タイプに複数の方からお申し込みがあった場合）は、公開による抽選により「入居したい部屋を選ぶ順位」を決め、その順位に従って募集した部屋の入居予定者が決定します。

- ・入居の申込をされた方には、抽選の日時や会場が記載された受付票をお渡しします。
- ・入居の申込をされた方は、抽選に必ず出席していただきます。（代理出席可）
- ・当日は入居予定者を対象とした手続きの説明を行いますので、無抽選の場合であっても必ず出席していただきます。

なお、開始時刻までに会場にお越しにならない場合は、申込を辞退したものとみなします。

## 優先入居

### 1 優先して入居できる方（優先入居者）

入居申込者が次の(1)～(6)のいずれかに当てはまる方で、さらに入居申込者が引揚者、60歳以上の方、20歳未満の子を扶養している寡婦であるか、入居申込者または同居予定者が心身障害者（身体1～4級、精神1～3級、知的A1～B1の手帳をお持ちの方）または戦傷病者（恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する障害を有する方）であるか、入居予定世帯の直近の所得月額が104,000円以下である場合は、優先して入居できます。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

### 2 優先入居者の優遇の方法

入居の申込みをされた方が募集した戸数を超えた場合、公開による抽選により入居者を決定しますが、このような状況において、優先入居者は「入居者を決定するための抽選（くじ引き）において、通常1回のところ2回「くじ」を引くことができます。

## 当選後から入居までの手続き

入居予定者となられた方は、連帯保証人を選任し、下記の書類を提出してください。

また、指定期日までに敷金の納入してください。

書類の提出、敷金の納入をされた入居予定者の方には、入居決定通知と入居する住宅の鍵をお渡しします。

### 1 【連帯保証人の選任】

次の要件をすべて満たす者2名を選任していただきます。

ただし、入居者の三親等以内の親族（血族）を連帯保証人に選任した場合は1名のみとすることができます。（2022年4月1日以降の入居に限ります。）

- ア 飯田市内に居住する方（やむを得ない事情があると市長が認めた場合は市外に居住する者でも可）または市内に勤務場所を有する方
- イ 独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同等以上の収入のある者

＜連帯保証人とは＞

連帯保証人は、入居者の日常的な見守り、入院時や連絡が取れない状況といった緊急時の対応、滞納した家賃（20 か月分を上限）の保証、さらに入居者が亡くなった場合の遺体の引き取りや部屋の片づけなどを担っていただきます。

※債務保証について

- 連帯保証人は、入居時の家賃月額額の 20 か月分を極度額（債務上限額）として、入居者と連帯して債務（家賃支払い等）を負う立場にあります。
- 滞納家賃の支払い等の請求を飯田市（公社）から受けた場合に、「まず入居者本人に請求してください」とか「入居者の財産に強制執行をかけてください」といった主張ができません。
- 連帯保証人が 2 人いる場合でも、それぞれが入居者の債務全部について連帯責任を負うこととなりますので、「半分払いますが、残りはもう 1 人の連帯保証人に請求してください」との主張は認められません。
- 途中で事故（滞納家賃の発生等）が起きた場合に、連帯保証人の交代を希望しても、滞納が解消され、かつ、入居者本人から連帯保証人変更の届出がなされない限りはその責任を免れることはできません。

2 【入居予定者が提出する書類】

- ① 市営住宅入居請書…連帯保証人 2 名が連署し、実印が押されたもの
- ② 連帯保証人確認書…連帯保証人各々の署名と実印を押されたもの
- ③ 入居者（名義人）の印鑑登録証明書
- ④ 誓約書（入居者および同居者が暴力団員でないことの誓約）
- ⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ⑥ 連帯保証人の所得を証明する書類
- ⑦ 入居敷金（家賃の 3 か月分）の領収書の写し

3 【敷金の納入】

入居にあたり、入居時の家賃 3 か月分相当額を敷金として納入していただきます。

敷金は、原則、退去時に返還しますが、未納の家賃等があるときは未納額を差し引いて返還することになります。

## 家賃

1 家賃の計算

- 家賃は、入居世帯の直近の所得月額と住宅の立地、建設年度、間取りなどから計算します。
- 原則、入居世帯の所得月額により毎年 6 段階（第 1 分位～第 6 分位）に分類された家賃をお支払いいただきます。（入居後は、所得月額によっては 6 段階を超える場合があります。）
- 立地が良く、面積が広く、新しい住宅は家賃が高く、立地が悪く、狭く古い住宅ほど家賃は低くなります。

＜家賃の目安（令和 5 年度の家賃の状況）＞

区分	市営住宅名	分類	月額（目安）
1号	西の原、北の原、二ツ山、三尋石A棟、三尋石C棟、平林、流宮、程野、押出第1、押出第2、夜川瀬第1、夜川瀬第2		9,100円～46,600円
3号	夜川瀬第3	1棟1戸建て	37,000円
		1棟2戸建て	24,000円
4号	三尋石B棟	1階または2階	19,500円～51,600円
		3階、4階または5階	23,100円～61,100円
	押出第3	平成5年度、6年度	25,000円
	夜川瀬第4	平成6年度、8年度、9年度	10,000円
	松原	昭和57年度	7,000円

※収入超過などの場合を除く。

- 2 家賃の納付
  - 毎月1か月分ずつ、口座振替や納付書、モバイル決済（PayPay、LINE Pay）で、納付期限までに納付いただきます。
- 3 収入超過による明渡し
  - 市営住宅は低所得者のみなさまに入居いただくために整備した住宅です。このため、入居する際に、一定の所得月額以下の方のみに入居を認めています。
  - 入居後についても、一定の所得月額以下の入居者（世帯）は継続して入居が認められますが、一定の所得月額を超えて数年が経過した場合は、家賃が増額するとともに住宅を明け渡していただくこととなります。

## 住宅に困窮している状況とは

- 1 住宅とは
  - 住居の用途で使うことができる建物を指します。
- 2 住宅を所有している状態とは
  - 個人名義、共有名義であるかを問わず、入居者の名義の住宅がある場合を指します。
  - 建物の登記があるかどうかは問わず、入居者が建てた住宅がある場合を指します。

※入居者が法定相続人として相続した住宅がある場合を含みます。
- 3 住宅に困窮している状況とは
  - 2の住宅を所有している状態に該当しない状況にある場合を指します。

ただし、住宅を所有していても次の状況にある場合は、住宅に困窮しているとみなします。

  - ※損壊などの理由で居住ができない状況にある場合
  - ※障がいや身体的事情により住宅の大規模改修が必要であるが経済的理由で実施が難しい場合（大規模改修：主要な構造物（壁、床、屋根など）の改修、エレベーターの設置、地盤高の変更など）
  - ※買い物や通院など、居住が著しく不便な場所にある場合（免許返納、親族等の支援や民間等のサービスがなく、居住そのものが難しい場合）
  - ※保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している場合
  - ※住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある場合
  - ※正当な事由による立退きの要求（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）を受け、適当な立退き先がないため場合
  - ※勤務場所周辺に賃貸住宅がなく、入居者が所有する住宅からの通勤が社会通念上不可能である場合



## 注意事項

① 募集する住宅は、新築ではありません。

募集にあたり、住戸の修繕を実施しておりますが、特に築年数が経っている住戸では、汚れや傷等が残っている場合がありますので、あらかじめご承知お祈いします。

② 家具・家電等は、付いていません。

部屋の照明器具、台所のガスコンロ（IH調理器）、エアコン等は、必要に応じ、入居者の方が自らが用意いただきますよう、お祈いします。

③ 電気、ガス、水道等の申込みは、各自で行ってください。

申込先は、入居説明の際にご案内いたします。退去時の解約も各自でお祈いします。

④ 自治会に加入してください。

市営住宅は、多くの方が居住されている共同生活の場です。地区の自治会（区、組合等）では定期的に清掃や草刈りなどの環境整備をはじめ、各種の活動を行っています。お互いに住みやすい環境をつくりだせるよう、自治会等の活動に協力しましょう。



⑤ ペットの飼育は禁止です。

市営住宅では、犬、猫等のペット類の飼育を禁止しております。

飼い主には気にならない鳴き声、臭い、抜毛（羽）なども、他の入居者の方には大変な迷惑となります。また、キズや汚れ、臭いにより住宅が破損した場合は、原状回復（行為者負担）に莫大な費用がかかります。

野良犬や野良猫等への「餌付け」や、他人からの「一時預かり」等も禁止です。

市営住宅へ入居する際には、ペットは団地内に絶対に持ち込まないようお祈いします。



⑥ 駐車場について

区画の指定等の管理は団地ごとに入居者の代表の方が行っております。

駐車場は原則1戸1台です。2台目以降の車や、1台目でも駐車場に入りきらないような大きさの車については、団地以外の駐車場を借りてください。



⑦市営住宅の家賃について

市営住宅（4号市営を除く）の家賃は、築年数、構造、規模および世帯収入により部屋ごとに異なります。

世帯収入については、入居者の皆さんに「収入申告」を毎年度行っていただきます。これにより市が収入認定、次年度の家賃決定を行います。世帯の収入が正しく申告されない場合は、近隣の民間アパート並みの家賃（近傍家賃）が請求されることとなりますので、収入申告は毎年度必ず行ってください。

世帯収入の増減や公営住宅制度の改正等により家賃額が変動する場合があります。

⑧家賃のほかに、共益費のご負担が必要な住宅があります。

⑨住宅内の各種消耗品の交換については、原則、入居者の負担となります。

⑩入居者や同居人に異動（転出・転居、就職・退職、結婚・離婚、出生・死亡等）があった場合は、その都度、届け出をしてください。

⑪連帯保証人が亡くなった場合や条件を満たさなくなった場合は新たに選任し、届け出てください。

⑫バルコニーや窓から子どもが転落する事故等が発生しないようご注意ください。

⑬部屋の鍵は入居者のみが所有しますので、適正に管理してください。紛失時は補充いただきます。

⑭退去時には量表、襖紙の張替え、障子の洗浄をしていただきます。



# 飯田市営住宅一覧

(募集停止団地を除く)

2024.1.1 時点

区分	住宅名	所在地	竣工年度	構造	間取り	設備	トイレ	小学校	中学校
1号 (公営)	にしはら 西の原	おおやすみ 大休	R4	木二	1DK 2LDK 3LDK	オール電化	水洗	丸山	西
	きたはら 北の原	まつおときわだい 松尾常盤台	S58~H3	中耐	3DK	L Pガス	水洗	松尾	緑ヶ丘
	ふたつやま 二ツ山 (単身者向け)	やまもと 山本	H22~ H30	木平	1DK	オール電化	水洗	山本	旭ヶ丘
	ふたつやま 二ツ山	やまもと 山本	H22~ H30	木二	2LDK 3LDK	オール電化	水洗	山本	旭ヶ丘
	みひろいし 三尋石A	おおせぎ 大瀬木	H9	中耐	2LDK	オール電化	水洗	伊賀良	旭ヶ丘
	みひろいし 三尋石C	おおせぎ 大瀬木	H13	中耐	3LDK	オール電化	水洗	伊賀良	旭ヶ丘
	ひらばやし 平林	かなえきりいし 鼎切石	H6	中耐	3DK	L Pガス	水洗	鼎	鼎
	ながれみや 流宮	かみむら 上村	H1~H2	木平	3LDK	L Pガス	汲取	上村	遠山
	ほどの 程野	かみむら 上村	S59	木平	3LDK	L Pガス	汲取	上村	遠山
	おして 押出第1	みなみしなのわだ 南信濃和田	S58~S60	木平	3DK	L Pガス	水洗	和田	遠山
	おして 押出第2	みなみしなのわだ 南信濃和田	H3~H6	木二	2LDK	L Pガス	水洗	和田	遠山
	よがわせ 夜川瀬第1	みなみしなのわだ 南信濃和田	S62~H2	簡平	3DK	L Pガス	水洗	和田	遠山
	よがわせ 夜川瀬第2 (単身者向け)	みなみしなのわだ 南信濃和田	H12	中耐	1DK	オール電化	水洗	和田	遠山
	よがわせ 夜川瀬第2	みなみしなのわだ 南信濃和田	H12	中耐	3DK	L Pガス	水洗	和田	遠山
3号 (特公賃)	よがわせ 夜川瀬第3 (特定公共賃貸住宅)	みなみしなのわだ 南信濃和田	H7~H9	木二	3DK 3LDK 5LDK	L Pガス	水洗	和田	遠山
4号 (市単)	みひろいし 三尋石B (地域優良賃貸住宅)	おおせぎ 大瀬木	H11	中耐	2LDK 3LDK	オール電化	水洗	伊賀良	旭ヶ丘
	まつばら 松原 (単身者向け) (地域優良賃貸住宅)	みなみしなのわだ 南信濃和田	S57	木平	1DK	L Pガス	水洗	和田	遠山
	おして 押出第3 (地域優良賃貸住宅)	みなみしなのわだ 南信濃和田	H5~H7	木二	4DK 4LDK	L Pガス	水洗	和田	遠山
	よがわせ 夜川瀬第4 (単身者向け) (地域優良賃貸住宅)	みなみしなのわだ 南信濃和田	H7~H9	木二	1DK	L Pガス	水洗	和田	遠山

<区分> 公 営 … 公営住宅  
特公賃 … 特定公共賃貸住宅  
市 単 … 市単独住宅

<構造> 中耐 … 中層耐火構造 (3~5階建)  
簡平 … 簡易耐火平家建  
簡二 … 簡易耐火2階建  
木平 … 木造平家建  
木二 … 木造2階建

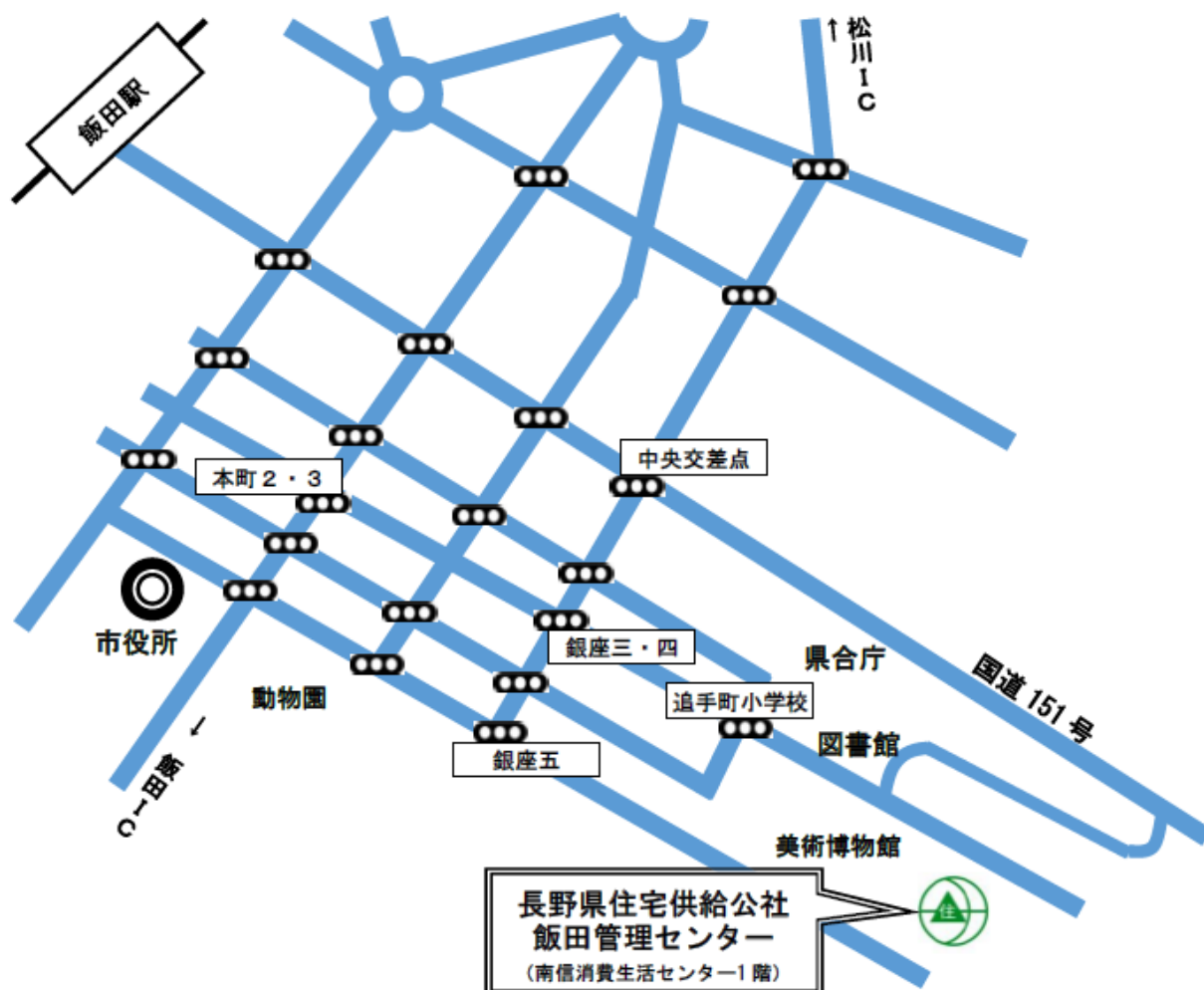
<設備> オール電化の住宅では、IHクッキングヒーターやIH用鍋などの調理器具が必要です。

- ▶ 上記の住宅の中から、入居可能な空室について、定期公募、臨時募集を行います。
- ▶ 募集する住宅は、受付期間の数日前から公社HP等で公表します。(→QRコードは次ページ)
- ▶ 三尋石市営住宅 (B棟)・上村・南信濃地区は随時受け付けております。

## お問い合わせ先

ながのけんじゅうたくきょうきゅうこうしゃ いいだかんり  
長野県住宅供給公社 飯田管理センター

〒395-0034 飯田市追手町2丁目 641 番地 47  
(南信消費生活センター1階) ※飯田市美術博物館隣  
直通電話 0265-48-0460 FAX 0265-48-0463  
E-mail : [njkk-iida@ai.wakwak.com](mailto:njkk-iida@ai.wakwak.com)



長野県住宅供給公社モバイルサイトからも  
公営住宅等の募集情報をご覧いただけます。→

